

○古賀市道路占用料徴収条例

昭和61年3月20日

条例第4号

別表（第2条、第2条の2関係）

（改正（令5条例第25号））

（単位：円）

占用物件等		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1	570
	第2種電柱	年	870
	第3種電柱		1,200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1,100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	5
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	490
	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年	300
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1 年	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1m ² につき1年	1,800
	その他のもの	占用面積1m ² につき1年	1,000
法第32条 第1項第2	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき	21
	外径が0.07m以上0.1m未満	1年	30

物件	号に掲げるもの			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			4 5
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			6 1
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			9 1
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			1 2 0
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			2 1 0
	外径が0.7m以上1m未満のもの			3 0 0
	外径が1m以上のもの			6 1 0
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運行 補助施設	法第2条	地下に設ける もの	3
		第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	その他のもの	1 0
		道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類	1本につき1 年	8 1 0
	その他の もの	上空に設ける もの	占用面積1m ² につき1年	5 1 0

		地下に設けるもの		300
	その他のもの			1,000
法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
その他のもの			1,000	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日	18
	その他のもの		占用面積1m ² につき1月	180
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	180
		その他のもの	表示面積1m ² につき1年	1,800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
その他のもの		1本につき1月	180	

	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他	その面積1m ²	18
		他の催しに際し、一時的に設けるもの	につき1日	
		その他のもの	その面積1m ²	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
		その他のもの		900
施行令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1m ²	1,000
施行令第7条第3号に掲げる施設			につき1年	Aに0.031を乗じて得た額
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1m ²	180
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			につき1月	100
施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1m ²	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの		につき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	

施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件等の面積若しくは長さが1m²若しくは

1 m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1 m²若しくは1 m未満の端数があるときは、1 m²又は1 mとして計算するものとする。

- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件等に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件等に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。